

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：淡路市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.0%
全職員	56.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	94.5%
本庁課長相当職	91.0%
本庁課長補佐相当職	92.0%
本庁係長相当職	96.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	77.6%
31～35年	91.7%
26～30年	70.6%
21～25年	89.0%
16～20年	93.1%
11～15年	88.4%
6～10年	93.9%
1～5年	87.9%

【説明欄】

・勤続年数1～5年の職員区分では、県教育委員会等からの派遣職員を含んでおり、派遣職員における男性の割合は100%のため、男女の給与の差異に表れている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。